

令和 2 年

西条市議会第 6 回 1 0 月臨時会提出議案書

西 条 市



目 次

議案第 99 号	令和2年度西条市一般会計補正予算（第8回） について . . . . .	別冊
議案第100号	令和2年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第1回）について . . . . .	//
議案第101号	西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について . .	1



議案第101号

西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について

西条市本谷温泉館の指定管理者を次のように指定する。

令和2年10月27日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市本谷温泉館	愛媛県今治市八町西三丁目6番3 0号 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之	令和3年1月1日から 令和5年3月31日まで

## 提案理由

西条市本谷温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 関係法令

### 地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）